

○通勤手当に関する規則

平成7年11月1日

規則第18号

改正 平成11年3月5日 規則第5号

平成14年3月25日 規則第2号

平成16年6月22日 規則第3号

平成17年8月30日 規則第4号

平成27年2月23日 規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、職員の給与に関する条例(平成7年但馬広域行政事務組合条例第16号。以下「条例」という。)第17条の規定による通勤手当の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 条例第17条及びこの規則に規定する「通勤」とは、職員が勤務のため、その者の住居と勤務公署との間を往復することをいう。

2 条例第17条に規定する徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離及び第9条に規定する自動車等を使用する距離は、一般に利用し得る最短の経路の長さによるものとする。

(届出)

第3条 職員は、新たに条例第17条第1項の職員たる要件を具備するに至った場合には通勤届(様式第1号)により、その通勤の実情を速やかに任命権者に届け出なければならない。同項の職員が次の各号の一に該当する場合についても同様とする。

(1) 任命権者を異にして異動した場合

(2) 住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃の額に変更があった場合

2 職員は、前項第2号に掲げる変更により、条例第17条第1項の職員でなくなった場合には、前項の例により届け出なければならない。

(確認及び決定)

第4条 任命権者は、職員から前条の規定による届出があったときは、その届出にかかる事実を通勤用定期乗車券の提示を求める等の方法により確認し、その者が条例第17条第1項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき通勤手当の額を決定し、又は改定しなければならない。

2 任命権者は、前項の規定により通勤手当の額を決定し、又は改定したときは、その決定又は改定にかかる事項を通勤手当認定簿(様式第2号)に記載するものとする。

(支給範囲の特例)

第5条 条例第17条第1項各号に規定する通勤することが著しく困難である職員は、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)別表に掲げる程度により身体障害のため歩行することが著しく困難な職員で、交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であると任命権者が認めるものとする。

(交通機関等に係る通勤手当の額の算出基準)

第6条 交通機関等にかかる通勤手当の額は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法により算出するものとする。

第7条 前条の通勤の経路及び方法は、往路と帰路を異にし、又は往路と帰路とにおけるそれぞれの通勤の方法を異にするものであってはならない。

第8条 条例第17条第2項第1号に規定する運賃等相当額は、次の各号に掲げる交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

- (1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等 通用期間が支給単位期間（条例第17条第5項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。）である定期券の価額
- (2) 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等 当該回数乗車券等の通勤21回分（交替制勤務に従事する職員等にあつては、平均1か月当たりの通勤所要回数分）の運賃等の額
- (3) 管理者の定める交通機関等 管理者の定める額
（併用者の区分及び支給額）

第9条 条例第17条第2項第3号に規定する同条第1項第3号に掲げる職員の区分及びこれに対応する同条第2項第3号に規定する通勤手当の額は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 条例第17条第1項第3号に掲げる職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、その利用する交通機関等が通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用しているものであるものを除く。）のうち、自動車等を使用する距離が片道2キロメートル以上である職員及びその距離が片道2キロメートル未満であるが自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員 同条第2項第1号及び第2号に定める額（同項第1号に規定する1か月当たりの運賃等相当額（以下「1か月当たりの運賃等相当額」という。）及び同項第2号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当にかかる支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）
- (2) 条例第17条第1項第3号に掲げる職員のうち、1か月当たりの運賃等相当額（2以上の交通機関等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあつては、その合計額。以下「1か月当たりの運賃等相当額等」という。）が別表に掲げる区分に対応する額以上である職員（前号に掲げる職員を除く。） 同条第2項第1号に定める額
- (3) 条例第17条第1項第3号に掲げる職員のうち、1か月当たりの運賃等相当額等が別表に掲げる区分に対応する額未満である職員（第1号に掲げる職員を除く。） 別表に掲げる区分に対応する額
（自動車等を使用する場合の支給額）

第10条 条例第17条第2項第2号の規定により支給する通勤手当の月額は、別表に掲げる額とする。

（支給日等）

第10条の2 通勤手当は、支給単位期間（第4項各号に掲げる通勤手当にかかるものを除く。）又は当該各号に定める期間（以下この条及び第13条において「支給単位期間等」という。）にかかる最初の月の職員の給与に関する規則（平成7年但馬広域行政事務組合規則第14号）第2条に規定する給料の支給日（以下この条において「支給日」という。）に支給する。ただし、支給日まで第3条の規定による届出にかかる事実が確認できない等のため、支給日に支給することができないときは、支給日後に支給することができる。

- 2 支給単位期間等にかかる通勤手当の支給日前において離職し、又は死亡した職員には、当該通勤手当をその際支給する。
- 3 職員がその所属する給料の支給義務者を異にして異動した場合であつて、その異動した日が支給単位期間等にかかる最初の月であるときにおける当該支給単位期間等にかかる通勤手当は、その月の初日に職員が所属する給料の支給義務者において支給する。この場合において、職員の異動が当該通勤手当の支給日前であるときは、その際支給するものとする。
- 4 条例第17条第3項の規則で定める通勤手当は、次の各号に掲げる通勤手当とし、同項の規則で定める期間は、

当該通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- (1) 職員が2以上の交通機関等を利用するものとして条例第17条第2項第1号に定める額の通勤手当を支給される場合（次号に該当する場合を除く。）において、1か月当たりの運賃等相当額等が55,000円を超えると
きにおける当該通勤手当 その者の当該通勤手当にかかる支給単位期間のうち最も長い支給単位期間
- (2) 職員が条例第17条第2項第1号及び第2号に定める額の通勤手当を支給される場合において、1か月当たりの運賃等相当額及び同号に定める額の合計額が55,000円を超えると
きにおける当該通勤手当 その者の当該通勤手当にかかる支給単位期間のうち最も長い支給単位期間
(交通の用具)

第11条 条例第17条第1項第2号の規定する交通の用具は、自転車、原動機付自転車、自動車その他管理者が特に承認する交通の用具とする。ただし、組合の所有に属するものは除く。

(支給の始期及び終期)

第12条 通勤手当の支給は、職員が新たに条例第17条第1項の職員たる要件を具備されるに至った場合においては、その日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、通勤手当を支給されている職員が離職し、又は死亡した場合においては、それぞれその者が離職し、又は死亡した日、通勤手当を支給されている職員が同項の職員たる要件を欠くに至った場合においては、その事実の生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、第3条の規定による届出が、これにかかる事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

- 2 通勤手当は、これを受けている職員にその額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。前項ただし書の規定は、通勤手当の額を増額して改定する場合における支給額の改定について準用する。

(返納の事由及び額等)

第12条の2 条例第17条第4項の規則で定める事由は、通勤手当（1か月の支給単位期間にかかるものを除く。）を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。

- (1) 離職し、若しくは死亡した場合又は条例第17条第1項の職員たる要件を欠くに至った場合
- (2) 通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があったことにより、通勤手当の額が改定される場合
- (3) 月の中途において地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第2項の規定により休職にされ、地方公務員法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受け、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。第11条の4において「育児休業法」という。）第2条の規定により育児休業をし、又は地方公務員法第29条の規定により停職にされた場合であって、これらの期間が2以上の月にわたることとなるとき。
- (4) 出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなる場合

- 2 交通機関等にかかる通勤手当にかかる条例第17条第4項の規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 1か月当たりの運賃等相当額等（第9条第1号に掲げる職員にあつては、1か月当たりの運賃等相当額及び条例第17条第2項第2号に定める額の合計額。以下この項において同じ。）が55,000円以下であった場合
前項第2号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由にかかる交通機関等（同号の改定後に1か月当たりの運賃等相当額等が55,000円を超えることとなるときは、その者の利用するすべての交通機関等）、同項

第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあってはその者の利用するすべての交通機関等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の払戻しを、管理者の定める月（以下この条において「事由発生月」という。）の末日にしたものとして得られる額（次号において「払戻金相当額」という。）

(2) 1か月当たりの運賃等相当額等が55,000円を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イに掲げる場合以外の場合 55,000円に事由発生月の翌月から支給単位期間にかかる最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由にかかる交通機関等についての払戻金相当額のいずれか低い額（事由発生月が支給単位期間にかかる最後の月である場合にあっては、零）

イ 第10条の2第4項第1号又は第2号に掲げる通勤手当を支給されている場合 55,000円に事由発生月の翌月から同項第1号若しくは第2号に定める期間にかかる最後の月までの月数を乗じて得た額又はその者の利用するすべての交通機関等についての払戻金相当額及び管理者の定める額の合計額のいずれか低い額（事由発生月が当該期間にかかる最後の月である場合にあっては、零）

3 条例第17条第4項の規定により職員に前項に定める額を返納させる場合において、返納にかかる通勤手当の給料の支給義務者と事由発生月の翌月以降に支給される給与の給料の支給義務者が同一であるときは、当該給与から当該額を差し引くことができる。

（支給単位期間）

第12条の3 条例第17条第5項に規定する規則で定める期間は、次の各号に掲げる交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等 当該交通機関等において発行されている定期券の通用期間のうちそれぞれ6か月を超えない範囲内で最も長いものに相当する期間

(2) 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等又は第8条第1項第3号の管理者の定める交通機関等 1か月

2 前項第1号に掲げる交通機関等について、同号に定める期間にかかる最後の月の前月以前に、地方公務員法第28条の2第1項の規定による退職その他の離職をすること、長期間の研修等のために旅行をすること、勤務態様の変更により通勤のため負担する運賃等の額に変更があることその他管理者の定める事由が生ずることが同号に定める期間にかかる最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月（その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月の前月）までの期間について、前項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることができる。

第12条の4 支給単位期間は、第12条第1項の規定により通勤手当の支給が開始される月又は同条第2項の規定により通勤手当の額が改定される月から開始する。

2 月の中途において地方公務員法第28条第2項の規定により休職にされ、地方公務員法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受け、育児休業法第2条の規定により育児休業をし、又は地方公務員法第29条の規定により停職にされた場合であって、これらの期間が2以上の月にわたることとなったとき（次項に規定する場合に該当しているときを除く。）は、支給単位期間は、その後復職し、又は職務に復帰した日の属する月の翌月（その日が月の初日である場合にあっては、その属する月）から開始する。

3 出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなった場合（前項に規定するときから復職等をしないで引き続き当該期間の全日数にわたって通勤しないこととなった場合を除く。）には、支給単位期間は、その後再び通勤することとなった日の属する月から開始する。

（支給できない場合）

第13条 条例第17条第1項の職員が、出張、休暇、欠勤その他の事由により、支給単位期間等にかかる最初の月

の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、当該支給単位期間等にかかる通勤手当は、支給することができない。

（事後の確認）

第14条 任命権者は、現に通勤手当の支給を受けている職員について、その者が条例第17条第1項の職員たる要件を具備するかどうか及び通勤手当の額が適正であるかどうかを当該職員に定期券等の提示を求め、又は通勤の実情を実地に調査する等の方法により随時確認するものとする。

（委任）

第15条 この規則の実施に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この規則は、平成7年11月1日から施行する。

附 則（平成11年3月5日規則第5号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成14年3月25日規則第2号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成16年6月22日規則第3号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の通勤手当に関する規則の規定は、平成16年4月1日から適用する。

附 則（平成17年8月30日規則第4号）

この規則は、平成17年9月1日から施行する。

附 則（平成27年2月23日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の別表の規定は、平成26年4月1日から適用する。

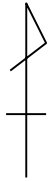
別表（第10条関係）

通勤の距離（片道）	通勤手当の額
2キロメートル以上3キロメートル未満	2,000円
3キロメートル以上4キロメートル未満	2,400円
4キロメートル以上5キロメートル未満	3,200円
5キロメートル以上7キロメートル未満	4,200円
7キロメートル以上10キロメートル未満	5,600円
10キロメートル以上13キロメートル未満	8,000円
13キロメートル以上16キロメートル未満	10,400円
16キロメートル以上19キロメートル未満	12,800円
19キロメートル以上22キロメートル未満	15,200円
22キロメートル以上25キロメートル未満	17,600円
25キロメートル以上30キロメートル未満	20,000円
30キロメートル以上35キロメートル未満	24,000円
35キロメートル以上40キロメートル未満	28,000円
40キロメートル以上	32,000円

通勤手当に関する規則第3条の規定に基づき、通勤の実情を届け出ます。								主たる届出事由（該当する□にレ印を付する） □1 新規 □3 通勤経路・方法の変更 □2 住所の変更 □4 運賃等の負担額の変更 □直前の届出の区間と同一の区間がある （該当する区間に係る順路欄の□にレ印を付する）				
任 命 権 者 殿				所 属		所属長印						
				氏名		⑨						
勤務地の住所						職員の住所			上記事実の発生年月日 年 月 日			
	順路	通勤方法の別 (徒歩・バス・自転車等)	区 間	距 離 (概 算)	所要時間 (概 算)	乗車券等の種類 (6ヶ月定期・ 10回綴回数券等)	左欄の乗車券 等 の額	備 考				
往 路	1□		住 居から（ 経由） まで	. Km	分		円					
	2□		から（ 経由） まで	. Km	分							
	3□		から（ 経由） まで	. Km	分							
復 路	1□		勤務地から（ 経由） まで	. Km	分							
	2□		から（ 経由） まで	. Km	分							
	3□		から（ 経由） まで	. Km	分							
						総通勤距離（概算）		. km				
						総所要時間（〃）		分				
《記入上の注意》 1 最短で合理的な通勤経路を選択する。 2 往路与復路が異なる場合は、備考欄にその旨と理由を記入する。 3 定期券等の購入の場合は、届出時及び定期券の更新時に定期券を提示する。												
							年 月分から			コード		
							手当額		課税分		非課税分	
							円		円		円	

(裏)

通 勤 経 路 の 略 図 (経路朱線)



《記入上の注意》

住居から勤務地への通勤に利用する経路の略図を描き、「通勤方法の別」欄に記入した経路を朱線でたどり、交通機関等の名称を記入すること。また、住宅付近の図は詳細に記入すること。

様式第2号(第4条関係)

通 勤 手 当 認 定 簿									
氏 名		所 属		事実発生年月日		年 月 日			
☐ 回数券等を使用して利用する交通機関等がある交替制勤務に従事する職員等		(算出式)		提出年月日		年 月 日			
平均1か月当たりの通勤所要回数 回				受理年月日		年 月 日			
順 路	算出の基礎となる交通機関等		定期券・回数券 その他の別	運賃等相当額		1か月当たりの 運賃等相当額	交通機関等の 認定期間	支給月 (支給月に○印を付す) (毎月の場合は省略可)	備 考
	交通機関等の名称	利用区間		回数券その他	定期券				
1				円 (月) か	円	年 月から 年 月まで	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12		
2				円 (月) か	円	年 月から 年 月まで	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12		
3				円 (月) か	円	年 月から 年 月まで	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12		
4				円 (月) か	円	年 月から 年 月まで	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12		
1か月当たりの運賃等相当額の合計額					円	年 月 日改正	円	年 月 日改正	円
自動車等の額 (条例第17条第2項第2号の額) (自動車等の使用距離 km)					円	年 月から 年 月まで			
交通機関等と自動車等の併用者 規則第9条 ☐ 第1号 ☐ 第2号 ☐ 第3号			1か月当たりの運賃等相当額と自動車等の額の合計額		円	年 月 日改正	円	年 月 日改正	円
1か月当たりの運賃等相当額の合計額又は1か月当たりの運賃等相当額と自動車等の額の合計額が55,000円を超えるとき			55,000円×〔 か月〕＝		円	年 月から 年 月まで	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12		
決 定 事 項	条例第17条第1項 該当・非該当 ☐ 該当 (☐ 規則第5条) ☐ 非該当 理由 ()			返納事由 規則第12条の2第1項	返納事由 発生年月	返納対象交通機関等	払戻金相当額		備 考
			1	☐ 第1号 ☐ 第3号 ☐ 第2号 ☐ 第4号			円		
			2	☐ 第1号 ☐ 第3号 ☐ 第2号 ☐ 第4号			円		
	手当額の決定 条例第17条第2項 ☐ 第1号 ☐ 第2号 ☐ 第3号 ☐ 規則第9条 ☐ 第1号 ☐ 第2号 ☐ 第3号		3	☐ 第1号 ☐ 第3号 ☐ 第2号 ☐ 第4号			円		
			1か月当たりの運賃等相当額等の合計額が55,000円を超えていた場合 規則第12条の2第2項第2号の月数と管理者の定める額				月 円	月 円	
							月 円	月 円	
条例第17条及び同条に基づく通勤手当に関する規則の規定に従い、上記のとおり確認し決定する。 年 月 日 職 氏名 印									